

● 民間賃貸住宅利用の新たな住宅セーフティネット制度が本格始動：国交省

2017年4月に公布された住宅セーフティネット法の改正法が10月25日に施行され、高齢者、低額所得者、子育て世帯等の住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の登録制度など、民間賃貸住宅や空き家を活用した「新たな住宅セーフティネット制度」が本格的に始動した。

住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の検索・閲覧などに関する情報は、「[セーフティネット住宅情報提供システム](#)」から閲覧可能。

[住宅セーフティネット制度について：国土交通省](#)

● 12月1日より「安心R住宅」事業者団体登録申請の受付開始：国交省

国土交通省は、不安・汚い・わからないといった従来のいわゆる「中古住宅」のマイナスイメージを払拭し、既存住宅の流通を促進するため、住みたい・買いたい「安心R住宅」の事業者団体登録制度を11月6日に公布し、12月1日より施行する。耐震性があり、インスペクション（建物状況調査）が行われた住宅であって、リフォーム等について情報提供が行われる既存住宅に対し、国の関与のもとで事業者団体が標章を付与するしくみである。

[報道発表資料：国土交通省](#)

● 宅配ボックス設置促進のため 共同住宅の容積率緩和：国交省

国土交通省は11月10日、共同住宅での宅配ボックス設置部分の容積率規制に係る運用の明確化を図るため、特定行政庁等に対し通知を发出すると発表した。

宅配ボックスの設置促進は、再配達の減少につながることから、働き方改革の実現・物流生産性革命の推進のためにも非常に重要であり、今般、共同住宅の共用の廊下と一体となった宅配ボックス設置部分については、容積率規制の対象外とする運用を明確化する。

[報道発表資料：国土交通省](#)

● 400万円以下の物件 宅建業者の報酬額の上限引き上げへ 意見募集：国交省

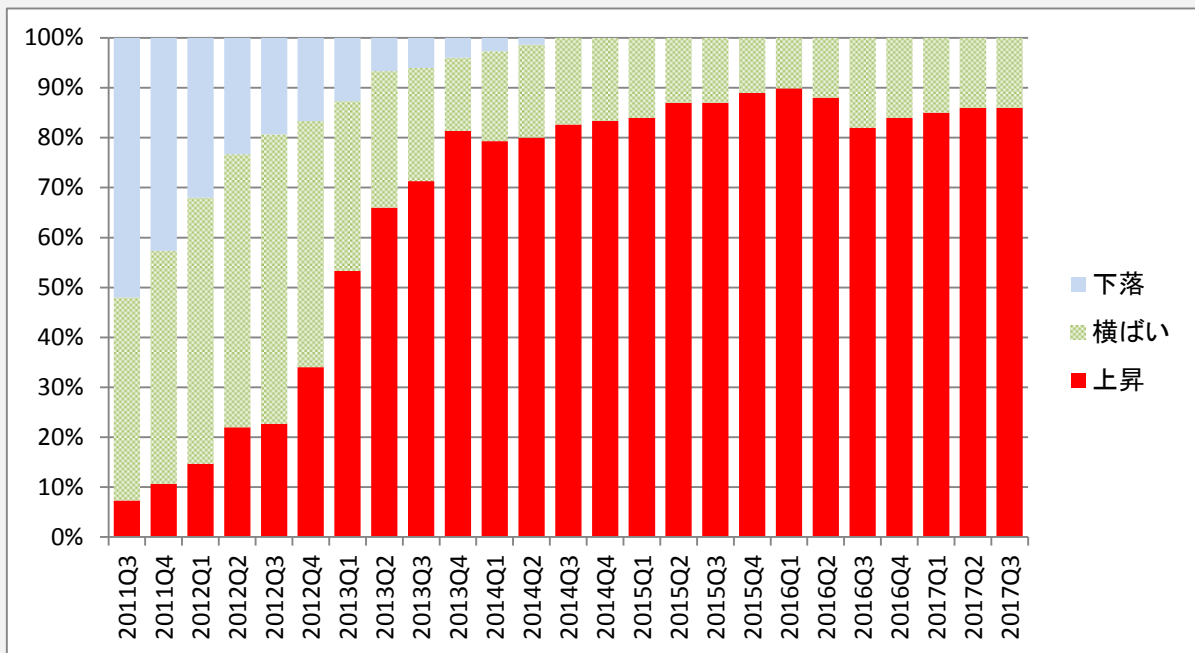
国土交通省は、低廉な空き家等の売買仲介において宅建業者が受け取る報酬額について、報酬額に関する告示の一部を改正する案を作成し、意見募集を始めた。今後、12月中に一部改正の告示を公布し、2018年1月1日に施行する予定である。改正案では、400万円以下の空き家の売買または交換の媒介に関して依頼者から受け取ることのできる報酬額について、現地調査等に特別に要する費用を含めて18万円とその消費税を上限とする。

[改正案概要：国土交通省](#)

● 主要都市の地価、86%の地区で上昇基調 地価 LOOK レポート：国交省

国土交通省は2017年第3四半期（7月1日～10月1日）を調査対象とした地価 LOOK レポートを公表した。主要都市・高度利用地 100 地区における地価動向は、上昇が 86 地区、横ばいが 14 地区、下落が 0 地区となり、上昇地区が全体の約 9 割となった（すべて前回と同地区数）。比較的高い上昇（3～6%以上）を示している地区数は前回から 1 地区（神戸市三宮駅前）増加した。上昇地区の割合が高水準を維持している主な要因として、三大都市圏を中心に空室率の低下等オフィス市況は好調な状況が続いていること、大規模な再開発事業が進捗していること、訪日客による消費・宿泊需要が引き続き高水準にあること等を背景に、金融緩和等による良好な資金調達環境と相まって不動産投資意欲が引き続き強いことなどが挙げられている。

図：上昇・横ばい・下落地区の割合（全地区）



報道発表資料：[国土交通省](#)